



非常時を身構える(1)…社長自身で清算貸借対照表をつくらう

非常時。社長は自社「清算貸借対照表」を自分で作りましょう。時価(清算価値)の貸借対照表。数字から現状を熟考します。

会計事務所作成の貸借対照表は社長向けでなく税務署向け。非常時には不十分【別紙参照】。

例えば特注機械が簿価1億円。会社存続なら自社には価値1億円。しかし換金したくても買手不在なら清算時価ゼロ。専用ソフトやシステムも同じでゼロ。

逆に簿価1億円の土地は時価10億円かも。非常時は時価を勘案した貸借対照表こそ必須です。

「清算価値」なんて外部や部下に頼めぬ言葉だし、中小零細なら社長だけが数字を出せます。

銀行は支援してくれるか、会社継続可能か。非常時の社長の意思決定に不可欠な資料です。

同時進行で「破産貸借対照表」

も作ると比較で理解が進みます。

直前期のいつもの貸借対照表(BS)のコピー2枚用意。清算BS用と破産BS用。

科目明細や科目内訳も参考にして、資産負債の各簿価(下記「①通常BS」数値)に赤ペンで上書き修正していきます。

清算BSは、銀行と協力しつつ市場価格で処分し借金返済する場合です。

破産BSは「銀行さんよ、勝手に競売なり処理しろよ、一切協力しないから。」と喧嘩して強制換価される場合です。両BS名称は仮称、中身が重要です。

簿価100でも清算BSで80、破産BSで50。

②現金預金の簿価100は清算しても100、破産しても100だからそのまま。

③貸付金等100。回収不能見込み20があれば回収可能額80。清算BSでは100を二重線で消し、80と赤ペンで。破産だとナンクセつけ支払拒否も多く例えば50と赤ペンで。④役員貸付金。役員に金がなければ回収不能で0と赤ペンで。

⑤簿価100の在庫商品、通常は利益を掲載させて売れても、売り急ぎなら70で、破産ならバツ屋に10で叩き売り。

⑥原材料は10、破産なら処分費▲10。

⑦機械は買手不在0。破産処分費▲20。

不明でも推測であっても数字をザックリ埋める事が大切です。

土地建物は時価。路線価や利回りで。

できれば不動産は物件(現場)毎に。

清算時価は、相場や路線価利回り等により社長感覚で処分時価を記入します(更に相場2割下落等として作成可)。

破産なら競売で叩き売り。時価から競売減価です。3割引きにします。

迷いながらも金額を書き込めるのは社長だけ。簡単ですが辛い作業です。

負債の部(⑨支払手形や買掛金等)は減らずそのままです。取引先社長の顔を思いだしながら発注済み未請求分も。

⑩賃貸物件の敷金債務は、ここでは100なら100のままで。⑪社長借入金は社長が放棄したとして、0にしましょう。

銀行借入金⑫は銀行別残高にします

最初は単純に借入総合計額でもいいのですが、銀行交渉前提に各銀行別になります(担保不動産も各銀行を意識…

A銀行はA土地建物…実務は2番3番抵当や保証協会を織り込む)。銀行交渉は各行ごと異なるからです。担保充足のお気楽なA銀行、担保不足で慌てるC銀行等、銀行の対応を予測する為です。

民事再生等に踏み出す可能性があれば、銀行ごとに借入金と担保物時価との検討が必須になります【次号掲載】。

簿外資産簿外負債を計上します。

全額損金の⑬節税生保は簿価0でも時価(解約返戻金)100。倒産防止共済解約金等も貴重な簿外資産です。一方⑭従業員退職金やリース債務は簿外債務に計上です。法人税は一応無視。源泉、消費税、社保多額なら債務に。

清算BS破産BSの完成です。

左例だと、通常BSでは資産3900負債3600で⑮資産超過300。しかし清算BSでは債務超過、破産BSだと救いが無い程に債務超過が拡大します。

各銀行側も勝手に清算BS破産BSを作り検討をはじめると考えましょう。

1時間程でできあがるはず。社長自らで現況を客観視せざるを得ない有意義な時間です。

清算BSの純資産が債務超過なら色々考えます。社長は銀行の保証人としても家族親戚に保証人はいないか。社長個人に借金は残るか、個人で弁済できるか、自宅は守れそうか、個人破産まで必要か。

貸借対照表(BS…Balance Sheet)

| 資産の部 | | | | 負債の部 | | | |
|-----------|------|------|------|-----------|------|------|-------|
| ① | 通常BS | 清算BS | 破産BS | ① | 通常BS | 清算BS | 破産BS |
| | 簿価 | 時価 | 処分価 | | 簿価 | 債務額 | 債務額 |
| ②現金預金 | 100 | 100 | 100 | ⑨支払手形 | 100 | 100 | 100 |
| ③貸付金や売掛金 | 100 | 80 | 50 | 買掛金 | 100 | 100 | 100 |
| ④役員への貸付金 | 100 | 0 | 0 | 未払金 | 100 | 100 | 100 |
| その他債権 | 100 | 100 | 100 | 預り金 | 100 | 100 | 100 |
| ⑤在庫商品 | 100 | 70 | 10 | ⑩預かり敷金 | 100 | 100 | 100 |
| ⑥原材料 | 100 | 10 | ▲10 | ⑪社長からの借入金 | 100 | 0 | 0 |
| ⑦機械 | 100 | 0 | ▲20 | ⑫A銀行借入金 | 1000 | 1000 | 1000 |
| ⑧A土地建物 | 1000 | 1200 | 840 | B銀行借入金 | 1000 | 1000 | 1000 |
| B土地建物 | 1000 | 800 | 560 | C銀行借入金 | 1000 | 1000 | 1000 |
| C土地建物 | 1000 | 300 | 210 | ⑭【簿外】退職金 | 0 | 100 | 100 |
| 投資有価証券 | 100 | 50 | 50 | 【簿外】リース債務 | 0 | 100 | 100 |
| その他固定資産 | 100 | 50 | 0 | 【簿外】保証や手形 | 0 | 100 | 100 |
| ⑬【簿外】節税生保 | 0 | 100 | 100 | | | | |
| 合計 | 3900 | 2860 | 2020 | 合計 | 3600 | 3800 | 3800 |
| | | | | ⑮純資産(差額) | 300 | ▲940 | ▲1780 |

単位は万円でも100万円でも1億円でも、%でも、何とでも分かりやすいようにお読みください。

【別紙参照】添付2011年3月7日号「会計上では減価償却の償却期間は勝手に決められ変更も自由」ご参照



会計上では減価償却の償却期間は勝手に決められ変更も自由。

パナソニックは償却変更

会計上で減価償却の方法は自由に決定や変更ができます。

2010年3月期のパナソニック有価証券報告書(連結)には「…平成21年4月1日より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更しました。……この償却方法の変更により、平成21年度の減価償却費は11,031百万円減少しております。…」

定率法だと早く経費になります。半導体関連の設備ならば陳腐化が早いですから本来なら定率法なのでしょう。定率法なら早く償却でき、早期での設備の入れ替えがしやすくなります。

しかし逆に定額法への変更です。償却費が110億円減り110億円の利益かさ上げです。

かつて「定率法から定額法へ変更」なら「その会社大丈夫？」ですが、天下のパナソニックがやったのだからどこでも利益調整目的の償却方法変更OKです。

スズキは3年償却

自動車メーカー、スズキの鈴木修会長兼社長の著書「俺は中小企業のおやじ」からです。

「スズキは生産設備を平均して3年ぐらいで償却しています。たとえば、税制上の法定償却期間が10年となっている大型機械も、うちでは3年です。国が定めた償却期間は、当初は8時間労働を前提としてできているものと思いますが、スズキの工場は2

交代で1日16時間、さらに残業と休日出勤の間も稼働しています。早く元がとれて当然です。…3年償却の原則を変える気はありません。たとえば、有税償却であっても、早め早めに償却していきます。」

同社有価証券報告書は「機械及び装置と工具、器具及び備品は、製造部門において、稼働時間に応じた当社独自の増加償却を実施しています。」です。独自の3年償却制度なのでしょう。

税務と会計の違い

会計と税務は違います。税法の耐用年数が10年なら、税務申告では10年で計算しなくてはいけません。しかし会計上の償却期間は各企業が自由に決められます。スズキはそれが3年です。

本来税務の定めが10年とすれば3年で計算した減価償却費は多額になり、そのまま税務申告でその償却費を使えば所得が少なくなってしまうので問題が生じます。そこで税務申告では10年として計算をし直し、減価償却費の差額は経費とはしないで自主的に課税を受けます。

これが鈴木氏著書の「有税償却」という意味です。税務署は税務申告上で10年で償却すれば文句を言いません。そもそも個企業の会計上の償却方法にトヤカクいう権限などありません。

経営者のための貸借対照表

変わった償却方法は公開企業

なら監査法人にはトヤカクいわれますが、監査のない中小企業は自由勝手気ままにできます。

経営者のための貸借対照表を考えます。自社専用の特殊機械を1億円で取得しました。ただ自社事業には有益でも換金性は皆無です。税務上の「耐用年数」が10年だからと10年で償却すればいつまでも貸借対照表上に換金性ない資産が残ります。

経営者が「自社の貸借対照表には換金性ないものは計上しない。自らの経営判断に役立つ貸借対照表とはそういうものだ。」と意思決定すれば、取得時に全額償却(経費化)していいのです。

極論すれば建物も機械もすべて全額即時償却していいのです。税務申告書上で税務が定める耐用年数での減価償却費との差額を加算修正すればいいだけです。

最初から税務署用と経営判断用と2種類の決算書を作成してもかまいません。つまり堂々たる二重帳簿の作成となります。面倒になって苦勞するのは決算を行う会計事務所だけでしょう。

木造住宅の耐用年数は22年ですが、長崎名所グラバー邸は築148年、法隆寺は…。そもそも国税庁が「耐用年数」だなんていう名称を使いその年数を決めるのが越権行為です。だからまだ使える建物まで「耐用年数」経過と思われ価値ゼロと勘違いされて取り壊されてしまいます。